

令和4年長審第14号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年8月10日11時30分

長崎県三重式見港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

モーターボートB

総トン数 340トン

全長 62.82メートル 6.16メートル

機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関

出力 1,140キロワット 29キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成3年3月に進水し、バウスラスタ及び可変ピッチプロペラを装備した大中型まき網漁業付属の運搬船として従事する船首尾楼付凹甲板型の鋼製漁船で、上甲板下に8個の魚倉を、船尾楼甲板上に設けた2層の甲板室の上層に操舵室をそれぞれ配し、操舵室には、前部中央に舵輪及びジャイロコンパスを組み込んだ操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に機関及びバウスラスタ各遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a受審人ほか7人が乗り組み、操業の目的で、船首2.7メートル船尾4.3メートルの喫水をもって、令和3年8月9日11時30分長崎県青方港を発し、僚船と共に、同県男女群島北西方沖合約30海里の漁場に向かった。

a受審人は、19時頃前示漁場に至って操業を始め、翌10日03時00分水揚げの目的で三重式見港に向けて同漁場を発進し、単独の船橋当直に就き、04時00分男女群島北北西方沖合約20海里の地点で、船橋当直を甲板員に引き継ぎ、降橋して自室で休息した後、11時15分同港西方沖合約5海里の地点に至り、再び昇橋して単独の船橋当直に就き、いずれもノースアップ表示で3海里レンジないし6海里レンジ設定としたレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方で立った姿勢で操船に当たり、11時15分半僅か過ぎ肥前平瀬灯標から259.5度（真方位、以下同じ。）4.71海里の地点で、船首方を一べつし、針路を072度に

定めて自動操舵とし、折からの潮流によって左方に1度圧流され、機関を回転数毎分690にかけ、可変ピッチプロペラの翼角を前進19.5度に取り、14.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、11時27分肥前平瀬灯標から273度1.87海里の地点に達したとき、正船首1,370メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めるとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行中、11時30分肥前平瀬灯標から286度1.22海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷中央部に前方から27度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には北西方に向かう微弱な潮流があった。

また、Bは、昭和53年9月に進水し、船首部にかんぬきを、船体中央やや船尾寄りに舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機を組み込んだ操舵スタンドをそれぞれ設け、有効な音響信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を装備した和船型無蓋のFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日08時40分長崎港第6区の係留地を発し、長崎県神楽島南西方沖合

約1海里の釣り場に向かった。

b受審人は、09時10分前示釣り場に至り、09時40分肥前平瀬灯標から270.5度1,550メートルの地点で、左舷船首部から傘部の直径が約2メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を海中に投入し、張り索に連結した直径30ミリメートル（以下「ミリ」という。）の合成繊維製引き索を19.4メートル、同アンカーの頂部と連結索でつながれた球形の黒色ブイに連結した直径15ミリの同製引揚げ索を13.4メートルそれぞれ延出して船首部に備えたかんぬきに係止し、船首を南西方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、折からの潮流により314度の方角に0.2ノットの速力で圧流されながら左舷船尾部に設けた椅子に腰掛けた姿勢で左舷方を向き、釣り竿2本を出して釣りを始めた。

b受審人は、11時25分肥前平瀬灯標から285度1.20海里の地点で、右舷船首方1.2海里のところ、Aを初めて視認し、11時27分肥前平瀬灯標から285.5度1.21海里の地点に至り、船首が225度を向いていたとき、同船が右舷船首27度1,370メートルのところとなり、その後Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、航行中の同船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく、Aに自船の存在を知らせるつもりで、立ち上がって救命胴衣を左右に振りながら漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、11時29分半僅か過ぎ右舷船首至近に迫ったAを認めて衝突の危険を感じ、急ぎシーアンカーを揚収し、機関を前進にかけて移動しようとしたものの、効なく、Bは、船首が225度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に修理を要さない擦過傷を、Bは、右舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷等をそれぞれ生じ、b受審人が右第8肋骨骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、三重式見港西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶に適用する航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、三重式見港西方沖合において、同港に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、三重式見港西方沖合において、同港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めるとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b受審人が負傷する事態を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、三重式見港西方沖合において、釣りをを行うため漂泊中、右舷船首方に衝突のおそれがある態勢で接近する A を認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の A が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて A との衝突を招き、前示の事態を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 8 月 9 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁